

○本宮市水道事業給水条例施行規程

平成19年1月1日

水道事業管理規程第1号

改正 平成24年3月23日水管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、本宮市水道事業給水条例(平成19年本宮市条例第186号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)及び給水用機器等をもって構成する。ただし、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置には、止水栓きょう、メーターきょうその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置の種類)

第3条 専用する目的をもって設置した専用給水装置は、連合して使用する場合であっても専用給水装置とみなす。

2 共用する目的をもって設置した共用給水装置であっても1世帯で使用する場合は、その使用する期間にあつては専用給水装置とみなす。

(工事の申込み)

第4条 条例第5条の規定により、給水装置の工事(以下「工事」という。)の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、給水装置工事申込書(様式第1号)を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(設計変更及び工事の申込取消し)

第5条 申込者が設計を変更し、又は工事の申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事設計変更申込書(様式第2号)又は給水装置工事申込取消届(様式第3号)により管理者に届け出なければならない。

2 条例第37条及び第38条の規定により、加入金及び手数料の納入通知書を受けた後において、申込者が当該加入金及び手数料を指定納期内に納入しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置に使用する材料)

第6条 給水装置に使用する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 日本工業規格製品であること。

(2) 水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの

(給水装置に使用する材料の確認)

第7条 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、政令第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書の提出)

第8条 管理者が条例第7条第4項の規定により申込者から利害関係人の同意書等の提出を求める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、該当となる利害関係人は、当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、給水装置の所有者

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する家屋に給水装置を設置するときは、土地又は家屋の所有者

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第8条第1項の規定に基づく構造及び材料の指定並びに同条第2項の規定に基づく工法、工期その他の工事上の条件の指示は、管理者が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認める場合は、同項の規定により管理者が指定した構造及び材料並びに管理者が指示した工法、工期その他の工事上の条件以外によることができる。

(給水装置の構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、次に定めるところによる。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離さなければならない。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量及び使用率等を考慮して定めなければならない。

(3) 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすポンプを直結させてはならない。

(4) 給水装置には、給水装置以外の水管その他の設備に直接連結してはならない。

(5) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置を講じなければならない。

(6) 給水装置には、逆流、凍結及び破損等を防止する適当な措置を講じなければならない。

(7) 給水管の口径等に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設けなければならない。

(8) 給水装置の材質は、水圧、土圧その他の過重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏水のおそれがないものでなければならない。

(代理人及び管理人の届出)

第11条 給水装置の所有者が、条例第18条の規定により代理人を置くときは代理人選定届(様式第4号)を、条例第19条の規定により管理人を選定したときは次に定めるところによりそれぞれに管理人選定届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(1) 給水装置を共有する者にあつては、所有者が署名した書類

(2) 共用給水装置を使用する者にあつては、給水装置を使用する者(以下「使用者」という。)が署名した書類

2 給水装置の所有者又は使用者は、前項の届出を行った後において代理人又は管理人に変更事由が生じたときは、直ちに代理人変更届(様式第6号)又は管理人変更届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(給水装置の修繕)

第12条 管理者が施行した工事で、当該工事竣工後3箇月以内にその給水装置が破損したときは、市の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(メーターの設置位置等)

第13条 条例第21条第2項に規定するメーターの設置位置は、原則として次に定める基準により設置しなければならない。

(1) 建築物の外であつて当該建築物の敷地内

(2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所

(3) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(4) 水平に設置することができる場所

2 メーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

3 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(メーターの管理)

第14条 メーターの保管者は、当該メーターの設置場所に点検又は機能を妨害するような物件を置き、若しくは工作物を設けてはならない。

2 メーターの保管者は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又はき損したときは、メーター亡失・き損届(様式第8号)により管理者に届け出なければならない。

3 条例第22条第3項に規定する損害額は、管理者が別に定める。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第15条 条例第17条、第24条第1項及び同条第2項各号の規定による届出は、次に定める届出を提出することにより行うものとする。

(1) 水道の使用申込み及び水道の使用をやめるとき、又は水道使用者の氏名及び住所に変更があつたときは、住民異動届(様式第9号)又は水道使用等届(様式第9

号の2)

(2) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者異動届(様式第10号)

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第11号)

(4) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届(様式第12号)

(私設消火栓)

第16条 私設消火栓を消火又は消防の演習に使用しようとする者は、私設消火栓演習使用申込書(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

2 私設消火栓には、市が封印する。

(給水装置及び水質検査の検査請求)

第17条 条例第27条第1項の検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第14号)により行うものとする。

(給水装置及び水質の検査の費用)

第18条 条例第27条第2項に規定する特別の費用を徴収するときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 給水装置について、通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(料金の納期)

第19条 条例第29条の規定により徴収する場合における料金の納期は、納入通知書を発したその月の末日とする。ただし、その月の末日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日に当たる場合は、その翌日とする。

(定例日)

第20条 条例第31条の規定による定例日は、原則としてその月の20日から25日までの間に設けるものとする。

(水道メーターの点検)

第21条 使用水量は、前回のメーター検針定例日から次回のメーター検針定例日までを1月又は2月分として計算する。この場合においてメーターに1立方メートル未満の端数があるときは、これを次回に算入するものとする。

(使用水量の認定)

第22条 条例第32条に規定する使用水量の認定は、認定する月の前4箇月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは、見積量による。

(過誤納による精算)

第23条 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月分以降の料金について精算することができる。

(使用中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第24条 使用者が条例第36条第2項に規定する水道の使用をやめる届出をしないときは、届出があるまで料金を徴収する。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第25条 条例第39条の規定により軽減でき、又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めた者に対して行う。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金の免除

(2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金の軽減

(3) 不可抗力による漏水に起因する料金の軽減

(4) 私設消火栓を利用し、演習等公共のために使用したときの料金の軽減

(5) 公共事業等による移転に係る加入金の免除

(6) その他管理者が特別の理由があると認めた場合

2 前項の規定により料金その他の納付金の軽減又は免除を受けようとする場合は、水道事業納付金減免申請書(様式第15号)を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上軽減又は免除の処分を決定し、水道事業納付金軽減(免除)通知書(様式第16号)によりその結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(給水停止処分の方法)

第26条 条例第42条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の閉鎖又はメーターの撤去をすることによって行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第27条 条例第47条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者のうち、有効容量の合計が5立方メートルを超え10立方メートル以下にあっては福島県給水施設等条例(昭和54年福島県条例第39号)により、有効容量が5立方メートル以下にあっては福島県飲用井戸等衛生対策要領(平成元年9月30日付け元環衛第463号福島県保健環境部長通知)に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

(その他)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の本宮町水道事業給水条例施行規程(平成10年本宮町水道事業管理規程第1号)又は白沢村水道事業給水条例施行規程(平成10年白沢村水道事業管理規程第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成24年3月23日水管規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	上 係 水 道 長	業 務 係 長	技 管 理 術 者	課 員	現 審 場 査	設 審 計 査	竣 検 工 査	
給 水 装 置 工 事 申 込 書										収 受 年 月 日	
本宮市水道事業管理者 本宮市長 次のとおり給水装置工事を施工したいので、本宮市水道事業給水条例第5条の規定に基づき申し込みますので承認願います。 1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地 2 使用者氏名 3 工事種別 新設(分止水間・分水以降・止水以降)・改造・修繕・撤去 住 所 申込者 氏 名										承 認 年 月 日	
配水管の取出口から水道メーターまでの工事区分										誓 約 書 私は、給水装置工事を申し込むに当たり、本宮市水道事業給水条例第18条の規定を尊重し、市が行う給水の制限・停止又は断水により損害を受けても本宮市に対しては一切異議申立てをいたしません。 氏 名	
使 用 材 料 名	形 状 ・ 寸 法	製 造 業 者 名	認 証 機 関 名	使 用 材 料 名	形 状 ・ 寸 法	製 造 業 者 名	認 証 機 関 名				
サドル付分水栓				止水栓きょう							
ポリエチレン管				量水器きょう							
ポリエチレン管											
シールリング止水栓											
GP×PEジョイント回転継手											
GP×PEジョイント回転継手											
GP×PEジョイント分止水											
GP×PEジョイント分止水											
GP×PEジョイントメーター用											
水道メーターから給水用機器等までの工事区分										承 諾 書 私の家屋に設置する給水装置について、不可抗力により給水に支障があっても市に対しては一切異議(苦情)の申立てをいたしません。 氏 名	
使 用 材 料 名	形 状 ・ 寸 法	認 証 機 関 名	使 用 材 料 名	形 状 ・ 寸 法	認 証 機 関 名						
給水装置寄附願										給 水 装 置 寄 附 願 私所有の給水装置のうち、分水栓より裏面図記載に至る公道分を寄附しますから採納ください。 氏 名	
給水管所有者支分承諾書										給 水 管 所 有 者 支 分 承 諾 書 私所有の給水装置から分岐して引用することを承諾します。(本承諾に関する争議が生じたときは、当事者にて一切解決します。) 住 所 氏 名	
設 計 審 査 年 月 日	・	・	市 納 付 金	設 計 審 査 手 数 料	円	取 出 口 径	mm				
着 工 年 月 日	・	・	市 納 付 金	竣 工 検 査 手 数 料	円	貸 与 メ ー タ ー 口 径					
竣 工 年 月 日	・	・	市 納 付 金	道 路 占 用 書 類 作 成 料	円	φ	個				
竣 工 検 査 年 月 日	・	・	市 納 付 金	加 入 金	円						
委 任 状										土 地 家 屋 使 用 承 諾 書 本給水装置工事施工のため土地家屋を使用することを承諾します。(本承諾に関する争議が生じたときは、当事者にて一切解決します。) 住 所 氏 名	
本宮市水道事業管理者 本宮市長 上記給水装置工事の申込み及び施工並びに本宮市に納入すべき納入金に関する一切の権限を右記の者に委任いたします。 委任者 氏 名 (本宮市指定給水装置工事事業者) 受任者 住 所 氏 名 (主任技術者 氏 名)											備 考

(裏)

止水栓位置	分水位置	案内図	

様式第2号(第5条関係)

給水装置工事設計変更申込書

- 1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地
- 2 給水装置工事受付番号 第 号
- 3 変 更 内 容

上記のとおり設計を変更したいので申し込みます。
なお、設計変更に伴い市納付金等が増額となる場合は、ご指示に従い納付いたします。

本宮市長

住 所
委任者
氏 名 ①

(本宮市指定給水装置工事事業者)
住 所
受任者
氏 名 ①
(主任技術者氏名 ②)

様式第3号(第5条関係)

給水装置工事申込取消届

- 1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地
- 2 工事申込年月日 年 月 日
- 3 給水装置工事受付番号 第 号
- 4 工 事 種 別
- 5 理 由

上記により給水装置工事申込みを取り消したいのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

住 所
委任者
氏 名 ①

(本宮市指定給水装置工事事業者)
住 所
受任者
氏 名 ①
(主任技術者氏名 ①)

様式第4号(第11条関係)

代 理 人 選 定 届

1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地

2 給水装置種別 専用給水装置 ・ 共用給水装置

上記給水装置に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり私の代理人を選定したのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

給水装置所有者 住 所
氏 名 ㊟

代 理 人 住 所
氏 名 ㊟

様式第5号(第11条関係)

管 理 人 選 定 届

1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地

2 給水装置種別 専用給水装置・共用給水装置

上記給水装置に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり管理人を選定したので
お届けいたします。

年 月 日

本宮市長

給水装置所有者 住 所
氏 名 ㊟

給水装置所有者 住 所
氏 名 ㊟

管 理 人 住 所
氏 名 ㊟

様式第6号(第11条関係)

代 理 人 変 更 届

- 1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地
- 2 給水装置種別 専用給水装置・共用給水装置

上記給水装置に関する私の代理人 を 年 月 日付けをもって
次のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

	住 所	
給水装置所有者	氏 名	㊟
	住 所	
代 理 人	氏 名	㊟

様式第7号(第11条関係)

管 理 人 変 更 届

1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地

2 給水装置種別 専用給水装置・共用給水装置

上記給水装置に関する管理人 については、 年 月 日付けを
もって次のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

給水装置所有者 住 所
氏 名 ㊟

給水装置所有者 住 所
氏 名 ㊟

管 理 人 住 所
氏 名 ㊟

様式第8号(第14条関係)

水道メーター亡失・き損届

- 1 給水装置設置場所 本宮市 字 番地
- 2 メーター台帳番号
- 3 メーター口径
- 4 理由

上記により私が管理しておりました水道メーターを亡失・き損してしまいましたのでお届けいたします。

なお、水道メーターの亡失・き損による損害額は、ご指示に従い納付いたします。

年 月 日

本宮市長

住所
氏名



様式第9号(第15条関係)

水道の使用開始、中止及び変更の届出書については、一般行政部局の住民異動届による。

様式第9号の2(第15条関係)

水道使用等届【開栓・閉栓・名義変更・その他()】

※届出人が本人の場合は記入不要

本宮市水道事業管理者様

異動事由 1 転入 2 転出 3 町内転居 4 その他()	届出人	1 住所 2 氏名 3 連絡先				
	本代理人					
使用者の氏名	開栓年月日	・	・	閉栓年月日	・	時間指定がある場合 AM PM :
水道を使用する住居	本宮市 字	番地	アパート名	号		
使用をやめる住居	本宮市 字	番地	アパート名	号		
納入通知書の送付先住所	本 籍					
電話番号 (自宅) - - (携帯) - -	特記事項			※名義変更の場合 (旧名義人)		
勤務先 (TEL) - -						

《処理欄》

お客様番号	台帳番号	整理番号	枝番	口径	量水器番号	検針	前回指針
(開)							()
(閉)							()
世帯コード	住民個人コード		下水道	摘要			
(開) -	-		(有・無)				
(閉) -	-		(有・無)				

受付	開閉栓作業	データ入力
	(開)	(開)
	(閉)	(閉)

様式第10号(第15条関係)

給水装置所有者異動届

給水装置所在地 本宮市 字 番地

次の理由により、 年 月 日付けをもって上記給水装置の所有権を異動いたしましたので連署にてお届けいたします。

なお、この届出に関する紛争が生じたときは、当事者間において解決いたします。

年 月 日

本宮市長

住所
届出者
氏名 ㊟
(電話番号)

譲渡人(甲)

本籍地
現住所
氏名 ㊟

譲受人(乙)

本籍地
現住所
氏名 ㊟

給水装置所有権異動事由	
1	年 月 日付け甲・乙間における売買契約による。
2	年 月 日付け甲・乙間における贈与による。
3	年 月 日甲の死亡による乙の相続による。
4	年 月 日甲の死亡による乙の譲受けによる。
5	その他上記以外の理由による。 ()

様式第11号(第15条関係)

消 火 栓 演 習 使 用 届

1 消火栓所在地 本宮市 字 番地

2 消火栓番号 第 号

3 演習日時 年 月 日

午前

時 分から

午後

分間

午前

時 分まで

午後

上記演習のため消火栓を使用したいのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

住 所
申込者
氏 名



様式第12号(第15条関係)

消 防 用 水 使 用 届

- 1 消防用水種別 消火栓・防火池
- 2 消防用水所在地 本宮市 字 番地
- 3 消防用水番号 第 号
- 4 使用内容
- 5 使用日時 年 月 日
- 午前 時 分から
- 午後 分間
- 午前 時 分まで
- 午後

上記のとおり消防用水を使用したいのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

住所
届出者
氏名



様式第13号(第16条関係)

私設消火栓演習使用申込書

1 消火栓所在地 本宮市 字 番地

2 消火栓番号 第 号

3 演習日時 年 月 日

午前 時 分から

午後 分間

午前 時 分まで

午後

上記演習のため私設消火栓を使用したいのでお届けいたします。

年 月 日

本宮市長

住所
申込者
氏名 ㊟

様式第14号(第17条関係)

給水装置・水質検査請求書

給水装置設置場所 本宮市 字 番地

上記給水装置における給水装置検査・水質検査を請求いたします。
なお、検査に際し特別な経費を要する場合は、ご指示に従い納付いたします。

年 月 日

本宮市長

住 所
申込者
氏 名



様式第15号(第25条関係)

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

本宮市長

住所
申請者
氏名 ㊟

下記のとおり減免を受けたいので、本宮市水道事業施行規程第25条第2項の規定に基づき申請いたします。

記

納付金の種類	金額	減免申請の事由

※必要に応じて証明書を添付すること。

様式第16号(第25条関係)

年 月 日

様

本宮市長

水道事業納付金減免通知書

年 月 日付けをもって申請のありました水道事業納付金の減免につきまして
は、 下記のとおり承認いたします。
下記の原因により承認できません。

記

減免する納付金	減免する金額	備 考
不承認の理由		

様式第1号(第4条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第5条関係)
様式第4号(第11条関係)
様式第5号(第11条関係)
様式第6号(第11条関係)
様式第7号(第11条関係)
様式第8号(第14条関係)
様式第9号(第15条関係)
様式第9号の2(第15条関係)
様式第10号(第15条関係)
様式第11号(第15条関係)
様式第12号(第15条関係)
様式第13号(第16条関係)
様式第14号(第17条関係)
様式第15号(第25条関係)
様式第16号(第25条関係)